

九州国際大学研究者情報

基本情報

所属	法学部 法律学科	氏名	高野 雄史 Takano Yuji
職名	助教	E-mail	y-takano@law.kiu.ac.jp
		ホームページ	

■ 学歴・取得学位

2006(平成18)年3月	流通経済大学法学部自治行政学科卒業 法学士
2008(平成20)年3月	国土舘大学大学院総合知的財産法学研究科修士課程 修了 修士(総合知的財産法学)
2018(平成30)年3月	国土舘大学大学院法学研究科博士課程 単位取得満期退学

■ 主な職歴

2018(平成30)年4月	九州国際大学法学部 特任助教
2019(平成31)年4月	西南女学院大学 非常勤講師(～現在に至る)
2020(令和2)年4月	九州国際大学法学部 助教(～現在に至る)

教育活動

■ 主な担当授業科目

○ 学部：法律学入門2、法職基礎講座(私法1・2)、入門セミナー、法律学基礎セミナー1・2、債権各論2、知的財産法
○ 大学院：なし

■ 教育上の特記事項

○ 教科書・教材：特になし
○ 教育活動：特になし
○ 免許・資格：弁理士試験最終合格、 弁理士法第16条の2第1項に定める実務修習 修了

研究活動

■ 研究分野

研究分野	民法、知的財産法
主な研究テーマ	契約法における信義則概念の再構成 民法と知的財産法の体系化
キーワード	一般条項、信義則、公序良俗、権利濫用、消費者法

■ 主な著書・論文等

著書
○ なし
論文
○ 包袋禁反言と信義則—知的財産法における信義則の機能— (単著) 国土館法研論集 15 号 45～75 頁 (2014 年)
○ [判例評釈] 債務者が消滅時効完成後に債務の一部を弁済した場合でも、債務者において時効を援用しないと債権者が信賴することが相当であると認め得る状況が生じたとはいえないとして、時効援用権は喪失しないとした事例 —宇都宮簡判平成 24 年 10 月 15 日判決— (単著) 国土館法研論集 16 号 73～81 頁 (2015 年)
○ 消費者契約における不当条項規制の法的枠組み—消費者契約法 8 条、9 条、10 条の横断的分析— (単著) 国土館法研論集 18 号 73～95 頁 (2017 年)
○ 公序良俗概念の再構成—商標法における公序良俗概念の展開— (単著) 国土館法研論集 19 号 25～70 頁 (2018 年)
○ 商標法における権利濫用法理と商標機能論 (単著) 九州国際大学法学論集 30 巻 1・2 号合併号 1～32 頁 (2024 年)
学会発表
○ なし
その他

■ 大学就任以前の主な業務上の実績

	特になし
--	------

■ 主な所属学会

日本私法学会、日本工業所有権法学会、日本消費者法学会

■ 受賞等

()年 月	なし
--------	----

■ 研究助成金による研究

○ 特になし

社会における活動等

○ 茨城県消費生活相談員等養成講座・講師
○ 家庭教育学級 三校合同人権講演会 (大里南市民センター) ・講師
○ 門司区役所館長研修・講師

大学運営活動等

○ 入試広報委員
○ エクステンションセンター運営委員
○ 法学会編集委員長

